

気象警報等による臨時休業

1. 気象警報による臨時休業 氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報及び危険警報や特別警報が発令された場合に、以下の措置を行う。
 - (1) 午前6時の時点で、新温泉町に上記の気象警報が発令されている場合、自宅待機とし、以後のニュースに注意する。
 - (2) 午前7時の時点で、新温泉町に上記の気象警報が発令されている場合、臨時休業とする。
 - (3) 午前7時の時点で、新温泉町で上記の気象警報が解除されている場合、平常通り授業を行うので、安全な方法で登校する。ただし、居住地、及び通学途中の地域に上記の気象警報が発令されている場合は、該当生徒は公欠とする。
 - (4) 列車・バスともに運行停止の場合は、臨時休業とする。
 - (5) 臨時休業で欠けた考査は、考査最終日の次の日に実施する。

2. 熱中症特別警戒アラートによる臨時休業 兵庫県全域に「熱中症特別警戒アラート」が発令されている場合、臨時休業とする。

「熱中症特別警戒アラート」は、兵庫県内すべての地点（県内19地点）で暑さ指数WBGTが35を超える場合に発令される。

※県内19地点とは、香住、豊岡、兎田野高原、和田山、生野、柏原、一宮、福崎、西脇、上郡、姫路、三田、三木、家島、明石、神戸、郡家、洲本、南淡

令和3年4月施行

令和7年4月改正

令和8年6月改正